

「制度」に憑かれたピエロ

奥平康弘

はじめに

「制度」概念について、なにほどこ学問的なことを書こうと思い、多少は材料を集めたり読んだり、考えをめぐらしたりもしてきたが、書くだんになるとなかなか踏ん切りがつかぬ間に時が流れた。いよいよ切羽つまったいまは、不幸にして、折角集めた材料の在る場所から離れた、万事に不如意な田舎の地に滞留している。ただ、考えてみれば、ぼくには、もともと学問的な物腰で何かを書いてみたところで、本当に学問的と胸を張っていえるものが具わっているわけではないので、ともかくも学問的なものを目指して書くものと、これから記すような、全然学問的でないことをあらかじめ自白して書くものとのあいだには、もともと差異はないといえбайないのである。

こんな不格好な言い逃れを背景において、以下、「制度」概念の周辺を文字どおりただ徘徊してみようと思う。渡辺保男先生の追悼記念のためには、ちゃんと仕切り直しをした仕事を、いつの日か提示しなければならないと考えている。

制度論的視角の欠如

中村雄二郎がどこかで、和辻哲郎などを引き合いに出しながら、日本の思想家や哲学者らは、一自然に対応する仕方における日本的な特殊性のゆえに一「制度」に対する感覚が弱く、「制度」論的な思考に欠けるところがある、と指摘していたのを憶えている。たしかに、日本型思考は、たいへんイデオロギー的＝実体的な部分が重く、逆に思想の背後にあって深く思想とかかわっているはずの「制度」に対する関心が極度に薄いという指摘は当たっていると思う。

なぜ、これまでの日本の思想家や哲学者には「制度」論的な視角に欠けていたのか。これには、中村が試みたような、「日本型思想」の中身に即した分析が、説明として役立つであろう。が、この問題の解答のためには、ほかにもいろいろと考えるべき要素があるにちがいない。例えば—これは、ひょっとして中村の発想のなかに秘められているのではなかろうか、とあえて付度してみるのだが—日本のばあいは、「制度」ということによって意味される諸物の圧倒的多くが、明治以降、海外から移植されたものばかりであったということ、すなわち、目につく「制度」の多くが外来文物であるということのうちに、先に示した問いの答え(すくなくとも、その一部)をもとめる試みである。

たしかに、日本のばあいは、統治のための諸機構、それらに関する、あるいはそれらから繰り出される法令規則の類などなど、ふつう行政学や法律学が対象とする諸「制度」は、明治政変を境に爆発的勢いで海外から移入してきたものばかりであるといっても、あながち過言ではない。いや、そればかりではない。教育、新聞・出版等メディア、医療、衛生、民生・保育など、さらには銀行、金融、経済その他の市場など、そのほか考えられるあれやこれやの、かならずしも統治と関わらない諸分野に普及するようになった諸「制度」も、すべてとはいわないが、大部分は外来のものが幅を利かせるようになったのであった。

これら「制度」は、外来(=本来の地)にあって当時、現に在るものであって、それらはそれぞれの目的に適合的であるという評価をそれぞれの地で、受け、選別されたうえで日本社会へ移植されたのであった。それらは、それぞれの母国にあって、長い時間と多くのエネルギーをかけて、作られてきたものであったろうが、日本へ持ってこられたときは、それらが作られ形姿を整えて現に在るまでにいたった諸過程(よって生ずる人間と人間、人間と形成中の制度などとのあいだにみられる葛藤)は、関係ない(=イレヴァントな)こととして拾象されたにちがいない。外来の「制度」は、いわばその技術的な側面に着目して(あるいは、費用対効果の計算によって)、選択されたと

合理的に推定できるのである。

こうしてみれば、日本では個々の「制度」は、人間にとって所与の事実にはかならず、あとはどうしたらこれを目的(その「目的」さえも、きわめてしばしば、「所与のもの」であったらう)に適合するよう運用するかが、問題として残されていたに過ぎない(運用にしたところで、所与としてのマニュアルが明示または黙示にあるばあいが多かったであらう)。あえて想像の域を延ばしていえば、大学・専門学校の教科の広範な部分は、こうした諸「制度」の組織・構造概論とその運用方法に関する技術・作法であったのではあるまいか。

要するに、こうしてみれば日本では、「制度」なるものを総体として捉え、それを哲学的・内省的な見地から見直してみようという発想がなかなか生じにくいのは、もっともだと得心がいくのである。

「制度」コンセプトの外来性

けれども、ちょっと気にかかることがある。「制度」というもの(「制度」概念が当てはまる実体)はすべて明治以降外から入ってきたものばかりとはいえない、ということである。幕藩体制下においてだって、いや、それ以前の古い時代だって、それぞれの時代要請に応じて、「制度」(と定義上呼べるもの)があったのではないか。多くをいうまい。例を幕藩体制にとろう。そこにはそれなりに、憲法学でいうところの実質的な意義における憲法があった、と想定せざるをえない。なぜか。そうした憲法的なる規範があるのでなければ、幕府(ぼくは、幕府自身が「制度」以外の何物でもないと考えるのであるが)の意思決定=命令は有効に成立し、現実に適用されることはありえなかったはずである。幕府と藩の関係、藩と藩の関係、それぞれの藩士や民衆との関係、そのどれをとっても、それ相応に「制度」的なるものの媒介なしには、処理しえなかったであらう(このばあい、「制度」の組織運用に関する法が恣意的・不分明であったとか、法といっても成文化されたものがすくなかったとか、法と処分とが区別されていなかった……など近代憲法・行政法

体系からみた、「制度」のおかしさ・不完全さを指摘する者があるにちがいない。しかし、それでもやっぱり、「制度」は「制度」であるのである！）。統治のトップレベルから、目線をおろして、民衆の生活を瞥見しても、やはりここにもいろいろな「制度」が存在し、かつそれなりに有効に機能していた事実を否定することは、むしろ不可能だろうと思う。自然経済に近い様式のもとにあった農村的な生活共同体にあってさえも、それがまさに共同体であるがゆえに、共生のための、なんらかの「制度」をもっていないわけにゆかなかったであろう。

要するに、幕藩時代にあっても人々は、「制度」ということばもコンセプトも(ちなみに、「ことば」との対比において、「コンセプト」というコンセプトに興味ぶかい考察を加えているものに、White, James Boyd, "The Language of 'Concepts': A Case Study", in his *Justice As Translation*, Univ. of Chicago Press, 1989がある)なしに、しかしさまざまな社会的な「制度」(と呼ぶに値し、そう呼ぶほかない実体)に囲繞されていたのである。当時代の人々は、「制度」という、ある種の有用性をもった道具概念をもっていなかったから、これによって自分を囲繞し自分たちを規定している諸「制度」を認識もせず評価もせず、総括もしなかった(その点だけをとれば、外来の諸「制度」の氾濫的な移入の対応に大童の明治初期の人々と、事情は全くおなじである)。そういうわけだから、旧幕藩体制下の人たちのあいだに、「制度」と対決し、それについて哲学的・人間学的な考察を試みようとする者が誰も出てこなかったのは、当然といえば当然である。

しかし、いまさらいうまでもないことであるが、旧幕時代の人たちがそうしなかったのは、自分たちを取り巻く「制度」が外国から移植された、外来のものであったからではないのである！ 幕藩期の人たちは、南蛮渡来の移植「制度」であるとかないとかいうこととは全く別な理由で、そもそも「制度」ということばもコンセプトも持たず、したがってまた、これらを哲学的・人間学的な考察の対象とはしなかったのである。

こうしてみると、われわれ日本人が「制度」を見ずえることをしなかったの

は、われわれにとってそもそも「制度」は外来の移植物であったからだという理由づけは、これは、十分なる説得力を持つことができないように、ぼくには思える。

外来文物という点では、明治以降移入されたある種の「制度」(というに値する実体を具えたもの)がそうであったのとおなじように、「制度」というコンセプト自体がそうであった。個々の「制度」=事物(仕組み、規則、処理方式などなど、客観的に措定されてあるもの、あるいは反復して用いられることによって、客観的な存在と見なされるもの、その他いろんな言い方が可能であろうが、「制度」が「制度」であるためには、単に観念として人の頭脳のなかやことばとしてあるだけでは不十分で、それはプラクティスの世界に客観的に現れ出て、その意味で客観性を具えた「事物」たらねばならないだろう)がまず移入され、これと付随してあとからコンセプトが移入されたのだろう(さきにみたように、明治以前にも事物としての「制度」はあったが、それは「制度」というコンセプトで括られもせず、また、そう括られるべき必要も感じられなかっただろうと思う。すなわち、「制度」という道具概念は無用であったのである)。このばあい、ことばとしての「制度」がヨーロッパに共通のラテン語(*institutum*)に由来するものであるのは指摘するまでもないが、日本語に先行して中国語がまずあったのか、いつ、どんな脈絡で、これが日本語として現れたのかを、いまのぼくは知らない(参照、後記：若干のことば的詮義)。ここでは、これがラテン語あるいは西欧語に由来する翻訳語であることを確認すれば足りる。

「制度」という翻訳語が普及するようになる以前には、人々は事実として「制度」に取り巻かれ、それに規定され、それに依存してきたにもかかわらず、それを「制度」というコンセプトのもとで認識し評価しようとする欲求を持たなかったにちがいない。人々は、「制度」といった種類の一般総括名詞を経由することなく、現に自分たちが関わる個別具体的なそれぞれの「制度」(例、南町・北町奉行、五人組、宗門改帳、昌平校、書物問屋など)を他種の「制度」や「制度」一般と結びつけることなく、自己利害との関係でアドホック

に認識し、そのアドホックなものとの対応を考えれば、それで十分であると感じたにちがいない。いってみれば、かれらは、自己の関わるそれぞれの「制度」に単に主観的に接したのであって、これを十分に客観的に眺めるということをしなかった。

自己との利害関係があるかぎりにおいて「制度」に接し、その「制度」が—自分にとって—役立つとか役立たずだとかいう感想を抱いて終わり、当該個別具体的な「制度」を超えて、そこから「制度」一般に想いをいたすなどということをやらなかったのは、旧幕時代の人たちだけではない。これだけあれやこれやの「制度」に取り巻かれ、これだけ「制度」に振り回されて生きている現代に住むわれわれも、似たり寄ったりである。個人の狭い利害関心の範囲内で「制度」に関わるかぎりでは、いま「制度」という語を用いたが、これは不要なのである。「某々税務署(その某々事務官)」「某々病院(その某々X線技師)」「某々大学(その某々教授)」等々、細胞的な指示名辞、しばしば固有名詞をもってすれば足りる。

いま述べたことからわかるように、「制度」というコンセプトは翻訳語に特有な外来種の匂いがあるから馴染みがうすいのではない。むしろ、ごくふつうには、このコンセプトは不要なのである。

「制度」コンセプトの現代性

ぼくは外国のことはよく知らないが、外国でも社会科学や法律学の分野で「制度」というコンセプトが市民権を持つにいたったのは、意外に最近のことであるだろうと想定する(ぼくが知っているのは、フランス憲法・行政法学者、Hauriou, Maurice の先駆的な業績 “La théorie de l'institution et de la fondation” がある雑誌で公にされたのは、1929年のことであったということである)。オーリュウは「制度」コンセプトを法律学的な思惟の世界に持つてくることによって、いわば「社会的事実と意思行為の総合」を試み、そうすることによって法律学を社会学あるいは社会科学と共通の基盤にすえることができたのであった。オーリュウ流の法律学的な「制度」論がどんな程度に社会

科学の領域に影響を及ぼしたのかあるいは、全然及ぼさなかったのかは、ぼくがこれから勉強しなければならない論点のひとつではあるが、それと関係するしないにかかわらず、アメリカ社会学の世界のなかに「制度」論として一石を投じた作品として知られる Parsons, Talcott, "Prolegomena to a Theory of Social Institutions"が雑誌に載ったのは、1934年のことであった。のち一世を風靡することになるパーソンズがまだ若輩の大学講師であった時期に書いたこの論文は「社会的諸制度に関する理論は、社会学およびその関連社会諸科学のいずれにおいても現今出まわっている研究文献でうかがうかぎり、きわめて不満足な状況にある。」という文章から始まっているのである (Parsons, Talcott, "Prolegomena to a Theory of Social Institutions", reprinted in *50 Am. Socio. Rev.* 319-333, at 319)。哲学・思想の分野で「制度」コンセプトと対決するにいたったのは、もっと後のことなのではあるまいか、という感想を持っている。すなわち、社会諸科学が「制度」コンセプトを用いて現代社会の特徴を分析し、描き出すようになり、それを見とどけてから哲学が、現代社会において特徴的な「制度」と人間の関係を、たとえば「制度と自由」といったふうな課題を立てて論ずるようになったのであろう、と思うのである。すなわち、西欧においても、人々が一般的な名辞によって諸「制度」を総括把握し、その存在形態・その機能のあれこれを哲学的に議論するようになったのは、ごく最近、近代末、現代に入ってからのことであるだろう。

それ以前には、「制度」(というに値する実体)がなかったわけではもちろんないが、それを「制度」というコンセプトで括ることをしなかったのは、西欧でもおなじであった、と思う。たとえば、中世にはカトリック教会組織という「制度」とならんで、他種のあれこれの「制度」を考える必要も余地もなかっただろう。絶対主義にあっては、王権体制という「制度」は、他の「制度」といかなる両立も許さず、その意味で比較を絶した「制度」であったろう。各「制度」は、いうならば、みずからに特有なものとして、an sichに、あるいはアドホックに成立し機能していた。

「制度」コンセプトが出てくるのは、個々の諸「制度」を超えた社会総体を想

定し、それとの脈絡で個別「制度」の意義、役割分担などを捉えようとする人間の意欲と無関係ではない。すなわち、社会体制の総体を客観的に認識し、なんらかの意味でこれに批判的な評価をくだそうと欲求する時代精神が出てくるのでなければ、「制度」論は不要なのだろうと思う(もっとも、だからといって、すべての「制度」論が必然的に社会批判的内容のものであるというつもりはない)。

もし日本で、「制度」への哲学的な対応に—西欧と比べて—遅れがあるのだとすれば、その原因は、そもそも「制度」(というに値する実体)が、外来の事物であったことにあるのではなくて、現にある諸「制度」を総括する「制度」コンセプト自体が外来の観念であり、その移入にそれ相応の時の経過が必要であったからなのである。では一体なぜ日本では、「制度」コンセプトが自生することがなかったかという、あり得べき問いに対しては、なぜ一体日本では社会を客観的に認識し批判的に考察する学問、社会諸科学が自生しなかったのかという、ぼくには手におえない問いと、その問いは一体のものがあるだろうとしか、いまは答える準備がない。

ことばとしての「制度」

翻訳語としての「制度」という日本語は、いまでは、常識を具えた誰のあいだにも普及しているが、どうにも日常用語的ではない。よそよそしい冷たい感じがするのは、あるいはこの語の宿命かもしれない。けれども、それにしてもこのことばは、島国のように他と切り離されて、孤立してあるもののようにみえる。

欧米ではどうなのだろうか。“Institutum”というラテン語のことについては、ぼくには何も言える資格がないが、簡単な辞書的知識によれば、接頭の“in”は、文字どおり“in”として理解されるようなものである。あとのほうは、英語の“set up”に当たる“statuere”を名詞化したものと解して大過なからう。このかぎりでは、語源は日常用語的であって、誰にでもわかるようになっていのがわかる。

ちなみにたとえば、それに対応する英語、“institution”は、中世的キリスト教的な伝統を引きずっている儀式用語部分を捨象していえば、これはもう、日常用語そのものといってよろしいであろう。教会、病院、学校、協会、学会、施設などなど、具体的あるいは抽象的なイメージを持って人々に迫ってくる。ここには、人々が一定の目的を遂行するために共同して設立した何物かが見えるのである。

ぼくが「制度」ということで日本とちがうなと思わされたのは、一例として挙げるに足らず、余りにも有名な文書であるので気がひけるが—アメリカ独立宣言(1776年)のなかにある次の文言である。周知のようにその第二パラグラフは、造物主により万人は不可譲の権利を与えられているのは自明の真理として信ずると記している。そしてつづいて、これらの権利を確保するために被治者の同意に由来して「統治諸機構が設定されること」が宣言されているのであるが、この括弧に付した部分はオリジナルでは、“governments are instituted”ということばで表現されている。統治諸機構は、制度として設立されるという意味が自然にうかがえるのである。英語的にいえば、かく設立された(instituted) 諸機構を組織づけ組み立てるものとして、憲法(constitution)が観念されているのに気づかされる。

英語の“institution”に関連して、われわれ日本人にとってちょっとした驚きであるのは、このことばには、「すっかり有名になってしまった男(または女)」といったふうな意味が含まれていることである。ぼくがいちばん最初にこの用語法に接したのは、ウォルタ・リップマンの評伝を素材にしたある書評文においてであった。そこには、“Of course, I knew Lippmann as the nation's most eminent journalist, almost an institution in himself”という文章が出てくるのである(Ronald Steel, *The Biographer as Detective: What Walter Lippmann Preferred to Forget*. *N.Y. Times Book Rev.* July 21, 1985 p.3)。“institution”という語を日本語の「制度」に固定してのみ考えるぼくの語感では、このテキストは一見不可解であり、奇異に感じられた。けれども、二読して、こんどはコンテキストにおいてわかるのである。つまりぼくの解釈ではこうなる。W・

リップマンはいわずと知れた大ジャーナリスト。ごく最近まではアメリカ、いや世界報道界・思想界にほとんど君臨した大御所的存在である。個人(=主観)でありながら、単なる個人を超えた客観的な存在であった。これを要するに、リップマンは一そのみち=方面にかけては一単なる個人=主観的存在であるよりは、より多く「制度」(これに近い役割を果たす存在)なのであった。

ビル・クリントン氏も明仁氏も疑いもなく一個の人間=人格である。しかし、クリントン大統領も天皇明仁もともに、これまた疑いもなく「制度」なのであって、もし両人はその背景に一定の「制度」を持っているのでなければ、これほど多くの人々が彼等に敬意を表することも、彼等に注意も払うこともせず済ますことだろう。大統領職や天皇職は、クリントン氏や明仁氏と関係なく存在する地位=「制度」であり、そこへ両氏はそれぞれ、いわば補されているわけである。これに反し、W・リップマンの「制度」化のばあいには、かなりちがう。彼の「制度」化は、リップマンに先行して何か客観的な職や地位(すなわち、彼とは独立の「制度」)があって、そこへ彼が補されることによって生ずるのではない。リップマン自身の能力あるいははたらきによって、報道界その他社会一般の注目を集め、その過程が反覆されるにつれだんだん、彼はジャーナリストの鑑=範型=パターンと見做されるようになった。彼そのものは、いかなる意味でも、鑑でも模範でもなく、その意味では「制度」ではありえないのだが、人々が彼をそのようなものとして受け止めることが恒例となることによって、そうしたイメージがいわば独り歩き=客観化するようになる。リップマンのばあいの「制度」化は、こうして生じたのだと思う。

ぼくはリップマンについての用語例について、このように想像をたくましくし解釈してみたのだが、後日、英和辞典に当たる機会があって次の事実を知った。つまり、たいていの辞典には、“institution”の項にちゃんと、会話的用法として「よく知られた人[物]、名物男[女]」というのがあるのである(オリジナル作品ではなく翻訳本で出会ったのだが、次の例がある。「トーマ

ス・マンは、ある意味でアメリカの制度となった。彼は、アメリカの文化的な諸事象の核心に確乎と座を占めたようにみえた。)(傍点引用者。ルイス・A・コーザー<荒川幾男訳>『亡命知識人とアメリカ』264頁。1988年、岩波書店)。

あらためて外国語を会得することのむずかしさを覚えさせられたが、この意味の由来するところは、ぼくがリップマンの用語例で想像した論理的な経路とそんなに大きな逕庭がないであろう。

「制度」が英語にあっては会話的語法として「有名人」「名物男[女]」の意味をとまなうというのは、次の二つの点で興味ぶかい(仏、西、伊などラテン系語やドイツ、北欧のゲルマン系語でも、似た語法があるのだろうか。ぼくはこの点をまだ勉強していない)。一つ、こうした語法のなかにはそれなりに、社会諸科学や哲学で問題にする「制度」コンセプトと触れ合うものがちゃんと含まれていることである。二つは、そうであるので、日本語の「制度」が島国的な形で孤立しているのちがって、英語圏の人びとにとっては、「制度」は日常の世界で現実の拡がりを持っているらしいということである。

文学と反制度性—筒井康隆氏のばあい

「制度」コンセプトに取り憑かれたおもむきのあるぼくを最近喜ばしてくれたのが、筒井康隆『断筆宣言』(1993年)である。筒井氏の論説は、ぼくの本業ともいふべき表現の自由にいちじるしい関係があり、本当ならこの方面の考察をこそ進行させねばならないのだが、いまは「制度」との脈絡でこれを取り上げるに止める。

筒井「断筆」事件は、氏の作品『無人警察』が1994年春から使用される高校用教科書『国語Ⅰ』に掲載されることになったところ、この作品には「てんかんへの差別を助長する表現がある」として、関係団体が、一方では文部省に対して検定合格の取り消しを要求するとともに、他方ではこの教科書の出版社に対し『無人警察』の削減または販売中止をもとめたことに端を発する。氏は、こうした形ではじまった発端のありようを、「(関係団体)の糾弾は一見、

表現の自由とは無関係の、またはその中の極く些細な問題、つまり制度内の良識たるべき「教科書」に「無人警察」が載ることのみの絞っているように思える。」とまず捉える。ところが氏は、これが「非常に恐ろしい」という。なぜか。「・・・それはまさに一般的な良識を根拠にしているからであり、これは例えば「家族のことも考えて、これ以上アブナイことは書かないで下さい」という妻や家族のことは、つまりは「内部からの圧力」同様の恐ろしさがあり、やはり反制度の立場に立つ作家の強力な敵と言える。そして、制度というものはこうした一般的な良識に乗じて、どうしても制度内にとりこむことのできない小説の言語全体にまで圧力を加えようとする傾向にあるのだ。・・・だが、こうした一般的、制度的な「良識」に従わなければならない時、小説の機能の大部分は失われてしまうのである」(筒井康隆「断筆宣言への軌跡」, 光文社1993年, 182—183頁)。

たまたまこの事件は、学校用教科書という国家法制上の制度の俎上において生じた。したがって、筒井氏が問題にする「制度」は、教科書という国家制度と否応なく関係する。けれども、それは文字どおり器うつわなのであって、氏が「制度」によって意味する核心はむしろ、学校用教科書制度に貫流する一と氏が見るところの一「一般的な良識」にほかならない。

氏は「反制度的でなくてはならない小説」(184頁)という言い方をしている。が、このばあいの「反制度的」というのもたぶん、「制度」そのものというよりもむしろ「制度」を規定する一と氏その他当該「制度」を問題にする任意の人が読み取るところの一「一般的な良識」に挑戦的なとか、批判的なとか、といった意味のほうがつよいと思う。

「反制度的でなくてはならない文学」という氏の「文学」コンセプトは、氏が「17世紀のイギリス、スウィフトの著作にまでさかのぼることのできる、このブラック・ユーモアという文学的伝統を守ろうとしている作家のひとりです」(178頁)と自己定義していることと有機的に結びついている。氏によれば、ブラック・ユーモアとは「人種差別をし、身体障害者に悪辣ないたづらをしかけ、死体を弄び、精神異常者を嘲り笑い、人肉を食べ、老人を鬻なぶり殺

すといった内容を笑いで表現することによって読者の中の制度的な良識を笑い、仮面を剥いで悪や非合理性や差別感情を触発して反制度的な精神に訴えかけようとするものです。」(179頁)とあるからである。

もっとも、ブラック・ユーモアという名を冠すか冠さないかにかかわらず、小説あるいは文学というものは「反制度的でなくてはならない」という考えを、筒井氏も持っているのは疑いない。そのことは、こんどの事件を契機に出版された文章集成たる「断筆宣言への軌跡」の随所において明らかである。たとえば、とりわけ、例の死刑囚 永山則夫氏に対する日本文芸家協会の入会拒否措置を講義する文章のひとつに、氏は次のように書いている。「常識以前に文学というものがあることくらいわかりきったことだ。常識の上に成立した文学というものはあり得ない。制度というものは、本来が制度内的ではない文学者をなんとか制度内にとりこもうとして「ちょっと変わったことを言う人たち」という認識の下にその存在を許容している。その上になんで常識を振りかざす必要があるのか。」(144頁)。先に「一般的な良識」という文言で対抗的に捉えられていたものが、ここでは、ただ単に「常識」ということばで表現されている。先には、問題のフレームとして教科書という「制度」があったが、ここでは、日本文芸家協会という、よりアドホックな「制度」が背景としてある。けれども、総体として語られ、問われていることは、基本におなじものである(もっとも、永山入会拒否事件では日本文芸家協会が、氏のいわゆる「反制度的な」文学者たちの集まりであり、かつ、氏はそうした集団の一員であるのだという契機を前提としているという点では、この事件は、氏にあってより内在的な問題性をはらんだものであったといえるであろう)。

文学は反制度的であらねばならないか

さて、ぼくとはいえば、筒井氏の闘志・創作欲の対象であり、それをかき立てずに止まないところの、「制度」および「制度」に規定され、また、「制度」を支えてきているところの「一般的な良識」あるいは「常識」を相手にして商売

を営んできている憲法研究者である。そういう者として、「反制度的でなくてはならない小説」などをとやかく論ずる資格はなかろう、と自覚する。それにもかかわらず、いままで述べてきたかぎりでの筒井氏の文学者としてのポジションは相当程度において理解し得、かつ、共感を覚える部分があるのである。

ぼくには、小説＝文学というものはそもそも、「反制度的でなくてはならない」と断言できるものなのかどうかはわからない。きっとこれにきちんと答えるためには、その前提として「反制度的」ということによって、われわれは一体何を意味するかをもう少し、はっきりさせてもらう必要があるだろう。

突拍子もない例を出してみる。ドイツ・ナチス時代の強制収容所という制度。この制度を成立させた指導理念というのがあり、これを支える「一般的良識」なり「常識」というものも、大まかに合意し得るものとして在る、と推定し得よう。これらにぴったり合致した、その意味で「制度(内)的な」文筆作品というものはあるだろうな、とこれまた漠然と推定され得る。問題は、そうした作品が「文学」の名に値するかどうか、なかんずく、よき文学作品たり得るかどうかである。ぼくには、このような性質の「制度」、すなわち短絡的というそしりを覚悟であえていえば、非人間的な・非文学的な「制度」とかかわっては、文学＝小説は「反制度的」以外にありようがなかろう、と思える。このばあいは、「制度(内)的な＝反制度的でない文筆作品」は、文学ではなくて、プロパガンダ、宣伝文というべきものだと思う。

もうひとつ、病院という「制度」を例にとって考えてみる。東京では老人の80%が病院で死を迎えるという程に、いまや病院はわれわれに身近な「制度」になっているらしい。その病院で死につつある老人を題材にして文学作品を物しようとするとき、それが文学の名に値するためには、あるいはよき小説として評価されるためには、かならず「反制度的でなくてはならない」だろうか。先にもいったように、これに答えるためには「反制度的」ということによって何を意味するかという問いがもたげてくるが、これをいま寝かしてお

いて、どのような意味に用いてもよいとすれば、病院の事例のばあいは、ぼく感じでは、「反制度的な」と評価を受けるような一作品と同程度に、「制度(内)的な」と評価を受ける余地のある一作品もともに、よき文学であり得るし、つまらない文学であり得る。

病院のような種類の「制度」のばあいは、その背後に、あらゆる合理的な(reasonable)人間をも説得し得る理念＝「制度目的」があり、この目的に適合的なものと理性的に(rationally)判断して選択された制度組成部分と同じ判断により選抜され配分された人的要員があり、その人的要員によってうごかされる器材装置があって、これらの設備の総体を理性的な判断によって自らの利益のために活用しようとするユーザー＝患者がある。設備の一部が特定のユーザーのニーズのために機能し、それら全体がうごいている姿のなかに、病院という制度のはたらきがある。—とまあ、大雑把にいえるであろう。

さっき想定した文学作品のばあいは、そういった病院という制度のはたらきを、個別具体のユーザーなり、制度内の人員なりに焦点をあてて叙述するのであるが、それは結局、「病院と人間」「制度と自由」という抽象レベルで総括し得るようなテーマに肉薄することが要請されているのだと思う。そして、さきほどの繰り返しになるが、このテーマ、すなわち「制度と自由」にかんしては、「制度的」にも「反制度的」にもアプローチ可能であるだろうと思う。このばあいは、急いで付け加えておくが、「制度的」とは、けっしてたとえば、制度目的を合理的に自己判断することなしに他律的・受動的に受け取めて怪しまないとか、この制度目的と制度運用者が一方的に選択した特定措置とのあいだのずれを認識しないとか、認識したけれども不問に付するとか、総じて「制度無批判的」であることを意味しないのである。あることがらに「内在的」に接することによって、そのことがらによりよく「批判的」であり得るのである(そして、このようによりよく「批判的」であることによって、そのことがらに対してより優れた意味で「好意的」とか「建設的」とかであり得るのである)。

かく述べることによって、ぼくは文学における「反制度的なるもの」に敵対

的である、と誤解して欲しくない。なんどもいうように「反制度的」とはなにかをはっきりせずこのことばを用いるのはよろしくないが、制度の現状（あるいは、現状を適確に照らす断片）と制度を制度として成り立たしめている根本理念とのあいだに介在するずれ（それは、いろいろの理由により、どんな制度においても恒在しているか、出現する可能性がある、とぼくは思っているのだが）なるもの—すなわち「制度と自由」の緊張関係—を文学的に扱う方法としては、「反制度的」を標榜するポスチャアのほうが、わかりいいかもしれない。ただぼくの場合は、「反制度的」であることによって文学は当該制度の解体を迫るのではなくて、よりしばしば、制度のあるべき姿をもとめ語っているのである。そのことは、病院を素材にする物語が「反制度的」に叙述されながら、しかも「よき物語」「立派な文学」であるためにいかにあったらよかろうかを想像してみればわかることである。

後記：若干のことば的詮義

本文は、「制度」という日本語の由来を尋ねるとまもないまま書かれた。脱稿後、幸運にも、岩波書店「広辞苑」国語分野担当の方から、この点にかんする情報をいただくことができたので、ここにそれを紹介したい。『哲学字彙』（東京大学三学部印行、1881年4月）において「制度」は、次のような形で二度登場する。最初は、英語“Rule”の訳語として「規則、法式、制度、順序」というふうな。二度目は、“System”の訳語として「系、統系、門派、教法、制度、法式、經紀」という具合に。岩波書店の辞典編纂専門家によれば、『哲学字彙』は、西欧の学術タームを日本語にどう当てはめるかを示した、当時標準的な文献であって、世紀変わり目の『言海』のような大型辞典には大体この使い方だ、「制度」が載っているとのこと。「制度」ということばそのものは、ずっと古く漢籍に用いられており、日本書記にすでに出てくるそうであるが、これが右に示されたような新しい意味づけを与えられたのは、明治期に現れたこの『哲学字彙』がいちばん古いものといえるだろう、という。この形の「制度」は、西周などの著作物に出没するのではなからうかという示唆

を受けたので、後日探索を試みたい。(ちなみに、現在のわれわれの語感からして、「制度」という日本語にもっとも近いと思われる欧米語は、“Institution”であるといって異論のないところだと思うが、うえにあげた『哲学字彙』には、この語、“Institution”という語が登録されていない。これは、『哲学字彙』の原典であるWilliam Fleming, *The Vocabulary of Philosophy, Mental, and Metaphysical, with Quotations and References; For the Use of Studies* (1st ed. 1856)に、この語そのものが収録されていなかったということの反映であるかもしれない。いずれにせよ、明治はじめには「制度」が、“Rule”と“System”の脈絡で理解されていたらしいというのは、興味ぶかい(飛田良文編『哲学字彙訳語総索引』笠間書院、1979年)。

以上の知識を背景にして、ぼくの認識に属することになった情報をほんの一、二、記しておく。明治政変直後というか、政変の真最中というか、慶応四(1868)年戊辰正月十七日、新政権ははじめて「職制」を定めた。それにより太政官中に、神祇、内国、外国、海陸軍など七科が設置されたが、その一つに「制度」があった。制度寮総督は「管職制度名分儀制撰叙考課諸規則ノ事ヲ督ス」とある(参与萬里小路博房が制度寮総督を兼務する)。官制上「制度」という語が明治以降出てきた最初の事例ではなかろうかと推測される。周知のように明治初期には、朝令暮改が日常的であったから、同年閏四月二十一日、官制が改められ「制度」の名を冠する寮あるいは局は消失し(四月二十七日「政體書」参照。政體書を官中に達する文書冒頭に「今般制度規則被相改・・」という文言が出てくるのに注意)しかしさらに翌年四月十七日、制度寮が復活(議定兼知学事山内豊信が総裁となる)したとしても、驚くに足りない。その後のうごき、すなわち制度寮が制度取調所を経て制度局にいたる過程は、いまは省略する。

いわゆる十五年政変を経て、明治政権はドイツ諸邦の憲法をモデルとして憲法制定作業に着手することになるが、これに合わせて明治十七(1884)年三月一七日、宮中に制度取調局が設けられ、参議伊藤博文がその長官に任せられ、井上毅、伊東巳代治、尾崎三良、金子堅太郎などの面々が制度取調局御

用掛兼勤になったことは、広く知られているとおりでである。来たるべき憲法は「欽定憲法」でなければならなかったから、その取調べはほかのどこでもなく、宮中においておこなわれるべきであった。「明治天皇紀」は制度取調局創設に当たって、そのことを強調している。同じ「明治天皇紀」には、以下ののような文言があって興味をひく。「……凡そ法律・職制の創定改廢大に制度に關係するものあれば、先づ此の局の審閱に付せしめ、且憲法調査の事に當らしむ、博文囊に勅を奉じて歐洲に到り、立憲君治国の憲法及び制度を攻究し、其の現行の実況を視、利害得失を察して帰る」(傍点一引用者、「明治天皇紀 第六」明治十七年三月十七日の項)。この文面において「制度」とは何を意味するのだろうか。非常に定かとはいいがたい。それは一方で「憲法及び制度」といっているところからみれば、憲法とは相対的に区別されているが、他方それは「法律・職制」よりもより基礎的な根本規範といったようなものを示唆しているようでもある。どちらにしても「制度」はかなりの程度において「憲法」に近く、ひょっとすれば両者は相互一体的もしくは相互互換的なニュアンスを含んでいたとみてもいいかもしれない。実際のところ、「制度取調局」なるものはその中身において「憲法取調局」にほかならなかったといえるからである。

これに関連して言及したく思うのは、明治七(1874)年二月、加藤弘之が若干の政府首脳に送った建白書における「制度」の用語例である。問題の文書は、折からの民選議院設立論争にめがけて時期尚早論を唱え、論争の流れにある種の影響を与えたものとして広く知られているが、加藤は、文書の前半において、「蓋シ議院ヲ設立スルハ専ラ国家治安ノ基礎タル制度憲法ヲ創定センカ為ナリ。而シテ制度憲法ヲ創定スルハ先ツ邦国今日ノ世態人情ニ適切恰当ナル者ヲ撰ハサル可ラス。」(傍点一引用者。指原安三編「明治政史」上篇、「明治文化全集」第九卷、218—219頁、日本評論社、1968年第三版)とあるのを典型例として、しきりに「制度憲法」ということばを用いている。これは、文脈上現在われわれの意味する「憲法」以外のものではない、とほぼ断言できる。ところが前半ではあれほど多用された「制度憲法」という語が、後半

ではなぜか完全に消えてしまう。そして、「然レドモ文化未タ全カラサル国ニ於テ違カニ此制度ヲ創定セント欲シ或ハ各国共ニ此制度ヲ全ク同一ニ為サント欲スルカ如キハ甚タ謬レリ」(傍点—引用者。220頁)といった文章が典型的であるように、前半で「制度憲法」の語が当てられていたばあいに対応する後半にあっては、すべて例外なく、単に「制度」という語によって取って替えられているのである。すなわち、加藤にあっては、「制度憲法」と「制度」とは相互互換的であり(たぶん、なん度も「制度憲法」を用いたので、後半は、深い考えにもとづくことなく、軽い気持ちで「憲法」という付加語を省いたに過ぎなかろう、と推定する)、かかるものとして「制度」は「制度憲法」とおなじように「憲法」を意味している、と理解しても、たいへんな的外れではなかろうと思う。明治のある時期には、「制度」はこんなふうには、憲法と関連もしくは結合して用いられていたらしい。もしそうだとすると、「制度」が現代風な拡がりを持つようになったのは、どんなことが契機になって、いつごろだったのだろうか、という疑問と今後付き合わなければならないことになる。